

## 返戻金制度について

採用決定者が入社後（試用期間その他正式採用に至らない期間を含む）、当人の責めに帰すべき事由による解雇、または自己都合（死亡・病気を除く）により退職をした場合、受領した紹介手数料のうち、以下に定める割合の金額を求人者に返還するものとします。実際の返戻金額については、弊社と求人者と別途書面等にて個別に取り交わします。

- ・入社後 1 ヶ月以内・・・・・・・・紹介手数料の 80%
- ・入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内・・・・紹介手数料の 30%
- ・入社後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内・・・・紹介手数料の 10%

許可番号 22-ユ-300806

株式会社大栄堂

静岡県浜松市浜北区小松 341 番地

